

## docomo sky Cloudサービス利用規約

### 第1条（本規約の適用）

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）が提供するdocomo sky Cloudは、このdocomo sky Cloud利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき提供されます。

### 第2条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 本サービス:当社がdocomo sky Cloudの名称(当社がその名称を変更した場合は、変更後の名称とします。)で提供するサービスをいいます。
- (2) 対象機能:本サービスに含まれる、第4条各号に定める個々の機能をいいます。
- (3) 本契約:当社から本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約をいいます。
- (4) 本契約者:当社と本契約を締結した者をいいます。
- (5) メンバー:メンバーアカウントを利用して、本サービスを利用することができる者をいいます。
- (6) 本契約者等:本契約者及びメンバーをいいます。
- (7) 本サービスサイト:本サービスを利用するにあたって、本契約者等がログインする必要があるサイト<<https://core.docomosky.jp/>>をいいます。
- (8) 本サービス紹介サイト:本サービスに関する情報を掲載したウェブサイト<<https://www.docomosky.jp/>>をいいます。
- (9) 本契約者アカウント:本契約者が本規約に基づき本サービスを利用するにあたって必要な、当社から発行されるアカウントをいいます。
- (10) メンバーアカウント:本契約者が別途指定する者が本サービスを利用するためにあたり当社が別途定める方法により本契約者から発行されるアカウントをいいます。
- (11) 本ライセンス:本規約に基づき当社が本契約者に対して付与する、本サービスを利用することができる権利をいいます。

### 第3条（本規約の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、本契約者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

### 第4条（対象機能）

1. 当社は、本契約者のお申込み時のプランの選択に従い、本規約に基づき、本契約者に対して、下記の対象機能のうちプランに含まれる対象機能に係る本ライセンスを付与します。なお、プランに含まれる対象機能及び各対象機能の詳細は、別紙をご確認下さい。
  - (1) 運航支援機能
  - (2) ビジネス支援機能
  - (3) クラウドコネクト機能
  - (4) 解析支援機能
2. 本契約者は、本サービスにおいてメンバーアカウントをメンバーに対して発行することができるものとします。メンバーは、メンバーアカウントを利用して、本サービスのうち本契約者により指定された対象機能を利用できるものとします。

## 第5条（本契約の申込み）

1. 本契約の申込みを行おうとする者（以下「本申込者」といいます。）は、本規約の内容に承諾の上、下記の方法により当社に対して本サービスの利用申込みの手続きをしていただく必要があります。
  - (1) ウェブサイトから申込みをする場合  
本申込者は、ウェブサイト上の申込画面（以下「申込画面」といいます。）に必要となる事項を記載して、当該情報を申込画面上で指定する手順に従い当社に送信することにより、利用契約の申込みを行うものとします。送信ボタンが押下された時点で、申込者は本規約の内容に同意したものとみなします。
  - (2) 契約申込書により申込みをする場合  
本申込者は、当社所定の申込書（以下「契約申込書」といいます。）に必要となる事項を記載して、これを当社指定の営業所（以下「当社営業所」といいます。）に提出することにより、利用契約の申込みを行うものとします。契約申込書が当社営業所に提出された時点で、申込者は本規約の内容に同意したものとみなします。
2. 当社は、第1項に基づく申込み内容を確認するための書類の提示又は提出を本契約者に求めることができるものとし、この場合、本契約者はこれに速やかに応じるものとします。

## 第6条（本申込みの承諾）

1. 当社は、前項に基づく本契約の申込み（以下「本申込み」といいます。）を承諾する場合は、本申込者に本契約者アカウントを発行します。本契約者アカウントを発行した時点で本申込者と当社との間に本契約が成立するものとします。本契約者は、本契約の成立時点から、本サービスをご利用いただけます。
2. 本契約者アカウントの発行時期については、以下の通り定めるものとします。
  - (1) ウェブサイトから申込みをした場合  
当社所定の手続きを終了した時点でアカウントを発行するものとします。
  - (2) 契約申込書により申込みをした場合
    - ア 20日までに本申込みがされた場合  
本申込みがされた月の翌月以降で、本申込者が本サービスの利用開始を希望した月の月初に本契約者アカウントを発行するものとします。
    - イ 21日以降に本申込みがされた場合  
本申込みがされた月の翌々月以降で、本申込者が本サービスの利用開始を希望した月の月初に本契約者アカウントを発行するものとします。
3. 当社は、本申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、本申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 本申込み内容に虚偽の情報又は不備があるときその他本申込みに瑕疵があるとき。
  - (2) 本申込者が、法人でないとき。
  - (3) 本申込者が、第12条に定める利用料金その他の債務（本規約に基づく債務に限られず、また、当社がその債務に係る債権を第三者に譲渡したときは、当該譲渡後の債務を含みます。）の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (4) 本契約又は当社との間の他の契約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
  - (5) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (6) その他当社が本契約者として不適切と判断したとき。

## 第7条（変更の届出）

1. 本契約者は、登録情報に変更があった場合は、当社所定の方法により、速やかに変更後の登録情報を当社に届け出るものとします。なお、登録情報に変更があったにもかかわらず、当社に変更の届出がないとき（届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）は、本規約に定める当社から本契約者に対する通知については、当社が本契約者から届出を受けている名称、メールアドレス、住所等への通知をもってその通知を行ったものとします。

2. 当社は、前項に基づき届出のあった変更内容を確認するための書類の提示又は提出を本契約者に求めることができるものとし、この場合、本契約者はこれに速やかに応じるものとします。

#### 第8条（本契約者の義務）

1. 本契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 肖像権等第三者の権利を侵害する画像データはアップロードする行為
  - (2) 当社若しくは第三者の知的財産権その他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
  - (3) 当社若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
  - (4) 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
  - (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為（ドローンを違法な目的で使用するを含む。）
  - (6) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
  - (7) 本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運用を妨げる行為又はそのおそれのある行為
  - (8) 利用規約に定める範囲を超えて利用する行為
  - (9) 本サービスに含まれるプログラム・アプリケーションを分解、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする行為、又はその他の方法でソースコードを解読する行為
  - (10) 本サービスに含まれるソフトウェア等の複製、改変、公衆送信する行為
  - (11) 当社から提供された情報を第三者に開示・利用させる行為
  - (12) 飛行禁止区域に関する規定その他ドローンの飛行を行うに際して遵守すべき法令（航空法、小型無人機等の飛行禁止法、道路交通法、電波法等）に違反する行為又はそのおそれのある行為
  - (13) 本サービス、本契約者アカウント又はメンバーアカウントを自己又はメンバー以外の者に利用させる行為
  - (14) その他各号に準じて当社が不相当と判断する一切の行為
2. 本契約者は、メンバーに対して、本契約上の義務（本契約者のみに適用される義務を除きます。）を遵守させるものとし、メンバーの行為について一切の責任を負うものとします。
3. 本契約者は、前二項に定める義務を遵守するとともに、第三者のプライバシー等の権利を侵害することがないように必要な措置を講じるものとします。

#### 第9条（法令の遵守）

本契約者は、本サービスを利用するにあたり、適用される法令等を自身の責任において確認の上、遵守し、またメンバーに遵守させるものとします。本契約者等が当該法令等に違反したことにより、本契約者等又はその従業員に何らかの罰金・罰則が科された場合であっても、当社はこれらについて補償する責任を負わないものとします。

#### 第10条（契約者情報の取扱い）

1. 当社は、登録情報その他本契約者等が本サービスの利用において登録いただいた情報（個人情報に該当する情報を含みます。以下「契約者情報」といいます。）を、次の目的で利用するものとします。なお、当社は、かかる利用目的は、本サービスサイトにおいて公表するものとします。
  - (1) 本契約の締結、変更、管理等、本契約者等との間の連絡、本人確認、本サービスに係る障害対応利用料金の計算、請求、収納等その他本契約の履行の目的
  - (2) その他当社が別途定める「プライバシーポリシー」（URL：<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>）に定める目的
2. 当社は、本サービスが適正に利用されているどうかを把握するため、本サービスを利用するにあたって契約者情報の閲覧、編集、削除することができるものとします。ただし、当社は、登録された情報

の編集、削除、監視義務を負うものではありません。

#### 第11条（アップロードデータの利用について）

1. 本契約者等は、自身の責任において、本サービスサイト上に、自身又は本契約者等の指定する第三者が撮影した画像データをアップロードその他入力するものとします。
2. 前項に基づきアップロード又は入力された情報（以下「アップロードデータ」といいます。）及び本サービスの利用によって蓄積されるドローンを飛行させた際の緯度、経度、時間等の情報（以下「フライトログ情報」といいます。）に関する著作権その他一切の権利は、本契約者等又は本契約者等の指定する第三者に帰属するものとします。
3. 本契約者等は、本サービス及び本サービスに含まれる第三者のサービスの機能・性能改善の目的で、当社及び当社の指定する第三者に対し、本契約の期間中及び本契約の終了後においても、アップロードデータ及びフライトログ情報についての利用を許諾するものとします。また、本契約者等は、当社又は当社の指定する第三者による利用について、アップロードデータに係る著作権者人格権を行使せず、また本契約者等の指定する第三者をして行使させないものとします。
4. 本契約者等は、自身の責任においてアップロードデータのバックアップを行うものとし、当社は、本契約期間中、アップロードデータを完全に保持することを保証するものではなく、また、本契約終了後、アップロードデータを削除することができるものとします。  
本契約者が、当社に対し、アップロードデータ及びフライトログ情報の削除を申し立てた場合には、当社はアップロードデータを削除するものとします。
5. 当社は、第三者から肖像権侵害等を理由にアップロードデータの削除の申し立てを受けた場合は、本契約者に対し、アップロードデータの削除を依頼する場合があります。
6. 前項の削除依頼にかかわらず、契約者がアップロードデータの削除を行わない場合には、当社は、アップロードデータの削除を行う場合があります。

#### 第12条（利用料金）

1. 本サービスに係る利用の対価（以下「利用料金」といいます。）は、別紙に定めるとおりとします。
2. 本契約者は、毎月の利用料金を、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに当社が発行する請求書に基づき当社指定の方法によって支払うものとします。
3. 最初に本サービスを利用する場合は、利用契約成立日が属する月の月額料金については、その支払いを要しないものとします。
4. 第3項の定めにかかわらず、本契約成立日が属する月と同一の月において本契約が終了した場合は、本契約者は1か月分の利用料金の支払を要します。
5. 本契約が月の途中で終了した場合でも（第25条第3項の規定が適用される場合は除きます。）、日割計算は行わず、本契約者は1か月分の利用料金の支払を要します。
6. 利用料金の変更を行う場合、当社は当該変更の3か月前までに、本サービス契約者に対して、書面による通知を行い、利用料金の変更を行うことができるものとします。本サービス契約者は、当該通知を受領後、当社指定の方法により契約内容の変更及び本契約の解約を申し込むことができるものとします。ただし、本契約内容の変更については第18条第2項を適用し、本契約の解約については第24条第2項を適用するものとします。

#### 第13条（延滞利息）

本契約者は、利用料金（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年（常に365日として計算するものとする。）当たり14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただく場合があります。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

#### 第14条（料金計算）

当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、本規約に別段の定めがない限り、その端数を切り捨てます。

#### 第15条（お問い合わせ）

本サービスに関するお問い合わせ、ご意見等がある場合、本サービスサイト上にあるお問い合わせ窓口までご相談ください。お問い合わせ窓口の受付時間については、本サービスサイトにてご確認ください。

#### 第16条（提供中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
  - (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスの全部又は一部が提供できなくなったとき。
  - (2) 本サービスに係る機器、設備、システム等（以下総称して「機器等」といいます。）の保守又は工事の必要があるとき。
  - (3) 本サービスに係る機器等に故障、障害その他やむを得ない事由が生じたとき。
  - (4) 当社の電気通信サービスの停止等により本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
  - (5) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために必要があるとき。
  - (6) 当社が、運用上又は技術上の理由に基づき、本サービスの全部又は一部の提供を中断することが適当と判断したとき。
  - (7) 本サービスに含まれる当社以外の第三者が提供するサービスの提供が困難になったとき。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの全部又は一部の提供を中断する場合は、あらかじめその旨を当社が適当と判断する方法で本契約者に周知し、又は通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項の定めに基づき本サービスの全部又は一部の提供を中断したことにより、本契約者等に損害が生じたとしても、責任を負いません。

#### 第17条（提供停止）

1. 当社は、本契約者等が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
  - (1) 第6条第3項第1号から第5号までに掲げるいずれかの事由に該当するとき。
  - (2) 第8条その他本規約に違反したとき。
  - (3) 支払期限を経過しても利用料金その他の債務の支払の事実を当社が確認できないとき（当社が当該利用料金その他の債務に係るドコモの債権を第三者に譲渡した場合であって、当該第三者へのお支払がないときを含みます。）。
  - (4) 当社に虚偽の届出又は通知をしたとき。
  - (5) 他の本契約者等、当社若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える、又はそのおそれがある行為を行ったとき。
  - (6) 本サービスの運営を妨げる行為を行ったことが判明したとき。
  - (7) その他犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、違法な行為、公序良俗に反する行為又はそれらのおそれがある行為を行ったことが判明したとき。
2. 当社は、本契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて前項各号に掲げる事由を解消することを求めることができます。ただし、本項の定めは、当社が本契約者等に対して損害の賠償を請求すること、及び第24条に基づき本契約を解除することを妨げるものではありません。
3. 当社は、第1項の定めに基づき本サービスの全部又は一部の提供を停止したことにより本契約者等に損害が生じたとしても、責任を負いません。

#### 第18条（契約内容の変更）

1. 本契約者は、当社との間で締結した本契約の内容の変更を希望するときは、当社所定の方法により本契約内容の変更の申込みを行うものとします。
2. 本契約内容の変更時期については、別紙に定めるものとします。
3. 前項の申込みがあったときは、第5条及び第6条の定めを準用します。

#### 第19条（非保証）

当社は、本サービスについて、特定目的適合性、完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性、瑕疵の不存在、第三者の権利又は利益の非侵害性その他について何ら保証するものではなく、これらに関連して本契約者等に損害が生じたとしても責任を負いません。

#### 第20条（責任の制限等）

1. 当社が本契約に基づき本契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その責任の範囲は通常生ずべき直接の損害（逸失利益等を除きます。）に限られるものとし、かつ、直近3か月の利用料金を平均した金額を上限とします。
2. 当社の故意又は重大な過失により本サービス契約者に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。
3. 本規約に明示的に定める場合を除き、当社は、本契約者等に対して、債務不履行、不法行為その他のいかなる事由に基づく何らの損害賠償責任をも負わないものとします。
4. 本契約者等が、本サービスの利用により第三者に対して損害が発生させた場合は、本契約者等が第三者に対して、一切の責任を負うものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
5. 本契約者等が、本サービスの利用により、刑事上又は行政上の責任を問われたとしても、当社は本契約者等に対して責任を負わないものとします。

#### 第21条（本サービスの変更・追加・廃止）

1. 当社は、本サービスの内容に変更が生じた場合、本契約者に対して当該変更内容を本サービスサイトを通じて通知又は周知し、本サービスの変更や付加機能を追加することができるものとします。
2. 当社は、90日前の通知を行うことにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができます。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって本契約は自動的に終了するものとします。
3. 当社は、前二項に基づき本サービスの全部又は一部を変更、追加、又は廃止したことにより本契約者等に損害が生じたとしても、責任を負いません。

#### 第22条（第三者との紛争等）

1. 本規約で別途定める場合を除き、本契約者等による本サービスの利用に関して、本契約者等と当社以外のサービス提供者その他の第三者との間で何らかの紛争等が生じた場合は、本契約者等が自らの費用と責任で当該紛争等を解決するものとし、当社に何らの損害等も及ぼさないものとします。
2. 本契約者等による本サービスの利用に関して、第三者から当社に対して、苦情、問い合わせ、請求等がされた場合は、本契約者等が自らの費用と責任により当該請求等を解決するものとし、当社に何らの損害等も及ぼさないものとします。

#### 第23条（本契約者が行う本契約の解約）

1. 本契約者は、当社所定の方法により、当社に対して本契約を解約する旨を通知することにより、本契約を解約することができます。
2. 本契約の解約時期については、以下の通り定めるものとします。
  - (1) ウェブサイト又はお問い合わせ窓口から本契約の解除の通知がされた場合  
当社が解約を承諾した月の末日に本契約が解約されるものとします。

(2)書面により本契約の解除の通知がされた場合

ア 20日までに本契約の解約の通知がされた場合

解約の通知がされた月の翌月以降で、本契約者が本サービスの解約を希望した月の末日に本契約が解約されるものとします。

イ 21日以降に本契約の解約の通知がされた場合

解約の通知がされた月の翌々月以降で、本契約者が本サービスの解約を希望した月の末日に本契約が解約されるものとします。

第24条（当社が行う本契約の解除等）

1. 当社は、本契約者等が本規約に違反したと認めるときは、当社が相当と判断する期間を定めて当該違反を是正するよう催告を行なうものとし、当該期間内に違反の是正がなされなかった場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、本契約者等が次の各号の一に該当すると判断したときは、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
  - (1) 本規約の定めに違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき。
  - (2) 本規約の定めに違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、事後本契約者等において違反を是正してもなお本サービスを利用させることが不相当であるとき。
  - (3) 利用申込時に登録した情報又は契約申込書記載の内容が事実と反していることが判明したとき。
  - (4) 第8条又は第26条に違反したとき。
  - (5) 第17条第1項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が直ちに当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
  - (6) 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
  - (7) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
  - (8) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
  - (9) その他本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。
3. 本サービスの一部には、第三者が提供するサービスが含まれます。当該第三者の提供するサービスに関する当社と第三者との利用契約が終了した場合は（その終了に係る理由を問いません。以下同じとします。）は、本契約に基づく本ライセンスの付与も当該時点で自動的に終了するものとします。

第25条（譲渡禁止）

本契約者は、本規約に基づき当社に対して有する権利義務の全て又は一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはなりません。

第26条（反社会的勢力の排除）

1. 本契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
  - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 本契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

#### 第27条（残存効）

本契約が終了した後も、第9条、第11条、第16条第3項、第17条第3項、第19条、第20条、第21条第2項、第22条、第26条、第28条及び第29条の定めは、なお有効に存続するものとします。

#### 第28条（準拠法）

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 第29条（合意管轄）

本契約に関して、本契約者と当社との間で訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則（2020年7月6日）

本規約は、2020年7月6日から実施します。

#### 附則（2021年11月18日）

この改定規約は、2021年11月18日から実施します。



別紙

1. 提供プラン

基本プラン(税抜)	ライト	スタンダード	エンタープライズ
	8,000 円/月	55,000 円/月	330,000 円/月
機能			
サイト管理	2 地点	100 地点	無制限
ユーザー・アカウント管理	5 人	10 人	100 人
ドローン機体管理	5 機	10 機	100 機
ストレージ	20GB	200GB	3TB
フライトプラン管理	○	○	○
データ管理	○	○	○
2D ビューワー	○	○	○
オルソモザイク画像作成	○	○	○
コメント入力	○	○	○
レポート作成	○	○	○
動画ビューワー	○	○	○
パーティカルビューワー	-	○	○
鉄塔点検アプリ (高層建造物点検用)	-	○	○
ライブ配信アプリ	-	1 日	10 日

オプションプラン(税抜)	鉄塔サビ検知	AMY INSIGHT サビ検知
	40 円/枚	60 円/枚
機能		
鉄塔サビ検知	○	○

2. 本契約内容の変更について

《ウェブサイト又はお問い合わせ窓口から本契約内容の変更の申込みがされた場合》

(1) アップグレードの申込みの場合

当社が、本契約内容の変更を承諾した時点で本契約内容を変更するものとします。この場合、契約内容変更日が属する月の月額料金については、変更前の料金が適用されます。

(2) ダウングレードの申込みの場合

当社が、本契約内容の変更を承諾した月の翌月の月初に本契約内容を変更するものとします。

《書類により本契約内容の変更の申込みがされた場合》

(1) 20 日までに本契約内容の変更の申込みがされた場合

本契約内容の変更の申込みがなされた月の翌月以降で、本契約者が当該変更を希望した月の月

初に本契約内容を変更するものとします。

(2) 21日以降に本契約内容の変更の申込みがされた場合

本契約内容の変更の申込みがなされた月の翌々月以降で、本契約者が当該変更を希望した月の月初に本契約内容を変更するものとします。

※ダウングレードの申込みについて、ご利用中のストレージが、ダウングレード後のプランに含まれるストレージ容量を超過している場合は、変更が不可となります。

